別紙２契約保証金について

（契約保証金）

1. 契約の相手方は、７又は８により契約保証金を免除される場合を除いては、指定する日までに、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会（以下、実行委員会）に納付又は提供しなければならない。

（契約保証金の額）

1. 契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（１０

０分の１０以上）を乗じた額とする。

（契約保証金の納付）

1. 契約の相手方が契約保証金を納付する場合には、実行委員会が発行する納付書（希望者に配布する。）により、契約保証金相当額（２の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。 この場合は、納付が確認できる書類（写し可）を、実行委員会事務局（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課総務・企画担当）宛て提出すること。

（契約保証金に代える担保の提供）

1. 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、様式６の１の「保管有価証券納付書」に必要事項を記入のうえ、納付すること。 この場合は、様式６の２の「保管有価証券受領書」の写しを入札書の提出期限までに埼実行委員会事務局（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課総務・企画担当）宛て提出すること。

なお、契約保証金に代える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 種 類 | 価 値 |
| ア | 国債及び地方債 | 債権金額 |
| イ | 政府の保証のある証券 | 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額 |
| ウ | 銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手 | 小切手金額 |
| エ | 銀行等※が引受け、保証又は裏書をした手形 | 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額 |
| オ | 銀行等※に対する定期預金債権 | 当該債権証書に記載された債権金額 |
| カ | 保険事業会社及び銀行等  ※の保証 | その保証する金額 |

※上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

（契約保証金の還付）

1. 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。
2. ３により契約保証金を納付している場合には、受領書（写し可）を添付した請求書の提出により還付する。
3. ４により担保を提供している場合には、当該「保管有価証券受領書」（写し可）を添付した様式６の３の「保管有価証券還付請求書」の提出により還付する。

（契約不履行の場合の契約保証金の帰属）

1. 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金等は実行委員会に帰属する。

（保険契約に基づく契約保証金の免除）

1. 契約保証金納付の免除を希望する場合は、埼玉県財務規則第８１条第２項第１号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間で実行委員会を被保険者とする履行保険契約を締結し、様式７の１「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、納付すること。 この場合、様式７の２「保証保険証書受領書」の写しを実行委員会事務局（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課総務・企画担当）宛て提出すること。

なお、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときは、実行委員会は様式７の２「保証保険証書受領書」及び様式７の３「保証保険証書還付請求書」の提出により当該保険証書を還付する。

（国等との契約履行実績に基づく契約保証金の免除）

1. 埼玉県財務規則第８１条第２項第３号の規定に基づき、国又は地方公共団体、実行委員会又は実行委員会と同様に主たる構成員が地方公共団体である団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去２年の間に数回以上すべて誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、契約実績確認書（様式２）に必要な書類を添え、実行委員会事務局（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課総務・企画担当）宛て提出すること。